

特殊関係者を有する場合のみなし共同事業について

本市の税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、事業所税の取扱いにおきまして、税負担の均衡などの観点から、下記に該当する場合はみなし共同事業に係る規定が適用されます。

つきましては、貴社における『特殊関係者を有する場合のみなし共同事業』に関して、別紙調査書にご記入の上事業所税申告書に添付くださいますようお願い申し上げます。

記

《みなし共同事業に係る規定が適用される場合》

この調査書は、貴社の事業所がみなし共同事業に係る規定（地方税法701条の3第2項）の適用の対象になるかを調査するものです。

みなし共同事業に係る規定とは、貴社が同族会社等の関係にある者（特殊関係者といいます。具体的な判断基準については下記を参照してください。）と同一家屋内に事業所を有している場合、これら特殊関係者の事業所を貴社の事業所の一部とみなし、特殊関係者の事業所の床面積及び従業者数を貴社のそれに合算して免税点を判定するものです。（ただし、課税標準の計算は貴社の事業所についてのみ算入します。）

具体的には、下記の特関係者と同一家屋内に事業所を有している場合に、みなし共同事業に係る規定が適用されます。ただし、次に掲げる2つの条件を同時に満たす場合は例外的に適用が除外されます。

(1) 特殊関係者が行う事業が貴社と意思を通じて行われているものでないこと

【例】都市再開発等の公共事業の施行に伴う権利床の取得等で、結果的に同一家屋に同居することとなった場合 等

(2) 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合であること

[特殊関係者の判定基準]

特殊関係者とは、次に掲げるものをいいます。（地方税法施行令第56条の21及び第5条参照）

（文中「判定対象者」とは個人事業主もしくは法人でこの調査書を記載している貴社のことです。）

- (1) 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- (2) (1)に掲げる者以外の判定対象者の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- (3) (1)、(2)に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- (4) 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人〔(1)、(2)に掲げる者を除く。〕及びその者と(1)～(3)のいずれかに該当する関係がある個人
- (5) 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と(1)～(4)のいずれかに該当する関係がある個人
- (6) 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社（貴社の子会社にあたる会社です。）
- (7) 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員〔これらの者と(1)～(4)に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。〕の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（主に、貴社の兄弟会社にあたる会社です。兄弟会社の子会社が含まれる場合もあります。）

なお、ご不明な点がございましたら財政局税務部市民税企画課法人課税係（事業所税担当）までお問い合わせください。

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 TEL (022) 214-1101 (直通)